

石巻市社会福祉法人指導監査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法第56条第1項の規定により、社会福祉法人に対して行う指導監査(以下「監査」という。)に関する基本的な事項を定め、統一的かつ効率的な監査を行い、社会福祉法人の適正な運営を確保することを目的とする。

(監査の対象)

第2条 監査の対象は、社会福祉法第30条第1項第1号の対象となる社会福祉法人とする。

(監査の区分及び実施方法)

第3条 監査は、一般監査、特別監査及び確認監査とし、関係書類の閲覧と関係者からのヒアリング等で行う。

2 社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する一般監査は、原則として毎年度実施する。ただし、法人の運営状況が次の表の左欄に該当する場合は、当該右欄に定めるところにより実施する。

<p>1 以下のいずれも満たす法人</p> <p>(1) 法人本部の運営について法及び関係法令・通知(法人に係るものに限る。)に照らし、特に大きな問題が認められない。</p> <p>(2) 当該法人が経営する施設など社会福祉事業等について、施設基準・運営費や報酬の請求等に特に大きな問題が認められない。</p>	<p>2年に1回</p>
<p>2 上記1に加え、以下を満たす法人</p> <p>外部監査を活用し、その結果等に基づき法人の財務状況の透明性・適正性が確保されていると判断するとき。</p>	<p>4年に1回</p>
<p>3 上記1に加え、以下を満たす法人</p> <p>当該法人において苦情解決への取り組みが積極的に行われており、かつ、以下のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供するよう努めていると判断するとき。</p> <p>イ 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果についても公表を行い、サービスの質の向上に努めている。</p> <p>ロ 地域社会に開かれた事業運営が行われている。</p> <p>ハ 地域の子々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいる。</p>	

3 特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。
- (2) 最低基準違反があったと疑うに足りる理由があるとき。
- (3) たび重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。
- (4) 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

4 確認監査は、次の事項を確認するため、必要に応じて実施する。

- (1) 特別監査の指摘事項の改善状況
- (2) 一般監査の指摘事項のうち、特に確認が必要な事項の改善状況
- (3) 新たに設立された法人における基本財産及び運用財産等の確保並びにそれらの入出金の状況

(実施方針)

第4条 一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定し、関係課に通知する。

2 特別監査は、不正又は著しい不当等が認められる法人に対し、随時、適切に実施するものとする。

(監査の方法)

第5条 監査は、次の各号に掲げる方法により行う。

(1) 監査の対象及び実施期日等について、原則として監査実施日の1か月前までに文書で通知し、監査対象の状況を事前に把握するため、原則として監査実施日の10日前までに別に定める資料の提出を求める。

(2) 監査は、原則として、2人以上の職員で実施する。

(3) 監査を担当した職員は、監査終了後、施設等の代表者及び関係役職員の出席を求め、必要な指導及び助言を行う。

(監査結果の復命)

第6条 監査を担当した職員は、速やかに監査結果についての調書(様式第1号)を作成し、法人から意見や要望等がある場合には、これを付して復命する。

(監査後の措置)

第7条 改善等是正すべき事項がある場合には、指摘書(様式第2号又は様式第3号)により指導の通知を行い、期限を付して是正の状況について報告を求める。

(監査結果)

第8条 年度終了後監査の結果を取りまとめ、管理台帳(様式第4号)を作成する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。